

平成19年第4回三笠市議会定例会

平成19年12月19日(第2日目)

議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 議 事
- 3 散会宣告

議事日程

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問 |
| 日程第 2 | 例月出納検査報告について(監報第4号) |
| 日程第 3 | 報告第21号から報告第23号までについて |
| 日程第 4 | 報告第24号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について |
| 日程第 5 | 認定第1号から認定第8号までについて(委報第6号) |
| 日程第 6 | 議案第74号から議案第76号について |
| 日程第 7 | 議案第77号 空知教育センター組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第 8 | 議案第78号から議案第82号までについて |
| 日程第 9 | 議案第83号及び議案第84号について |
| 日程第10 | 議案第85号 三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について |

出席議員(12名)

議 長	5番	高 橋 守 氏	副議長	1番	丸 山 修 一 氏
	2番	岩 崎 龍 子 氏		3番	佐 藤 孝 治 氏
	4番	齊 藤 且 氏		6番	武 田 悌 一 氏
	7番	儀 惣 淳 一 氏		8番	猿 田 重 夫 氏
	9番	谷 津 邦 夫 氏		10番	藤 浪 成 憲 氏
	11番	扇 谷 知 巳 氏		12番	熊 谷 進 氏

欠席議員(0名)

説明員

市 長	小林 和 男 氏	副 市 長	西城 賢 策 氏
総 務 部 長	森 原 裕 氏	総 務 課 長	星 野 直 義 氏
財 務 課 長	磯 瀬 孝 氏	企 画 経 済 部 長	松 本 哲 宜 氏
企 画 振 興 課 長	須 河 恵 介 氏	農 林 課 長	松 浦 基 晴 氏

環境福祉部長	澤 上 弘 一 氏	市民生活課長・	
		選管事務局長	内 田 克 広 氏
保健福祉課長	永 田 徹 氏	建設部長	中 沢 敏 男 氏
建設課長	米 田 廣 文 氏	水道課長	作 佐 部 盛 秀 氏
教育委員長	大 野 政 行 氏	教 育 長	富 樫 繁 樹 氏
教育次長	黒 田 憲 治 氏	学校教育課長	栗 山 俊 彰 氏
病院事務局長	吉 田 正 幸 氏	消 防 長	富 田 照 男 氏
消防署長兼			
総務予防課長	辻 道 元 信 氏	消 防 課 長	石 岡 竹 志 氏
生活安全センター長	西 原 淳 志 氏	監 査 委 員	宇 野 政 美 氏
監査委員事務局長	中 村 正 法 氏		
出席事務局職員			
議会事務局長	北 山 一 幸 氏	総 務 係 長	豊 口 哲 也 氏

開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。
これより、議事に入ります。

日程第1 一 般 質 問

議長（高橋 守氏） 日程の1 一般質問を一昨日に引き続き行います。
通告に従い、9番谷津議員、質問を許可します。
谷津議員、登壇質問願います。

（9番谷津邦夫氏 登壇）

9番（谷津邦夫氏） 第4回定例会に当たりまして、通告順に従い御質問を申し上げますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

市長の政治姿勢について。その1として、クリーン・グリーン三笠の取り組みについて御質問を申し上げます。

その1として、温室効果ガス対策についてでございます。

御承知のように、来年の7月、北海道洞爺湖サミットでは、温室効果ガスに伴う地球温暖化問題が主要テーマの一つになっております。

さきのインドネシアのバリ島で開かれた脱温暖化会議では、2013年度以降の温室効果ガス削減の国際的枠組みについて、辛うじて合意にこぎつけました。今後は、日本も今まで以上に、ポスト京都議定書に恥じない取り組みが各自治体に求められてくると思えます。

市長は、平成17年市政執行方針の中で、京都議定書に伴い、地球温暖化の究明や調査・研究を国に向けその事業を要請し、その取り組みを進めてきております。

そこでお尋ねしますが、これまで展開してきた事業内容と現状について、また、国、道との整合性について見解をいただきたいと思えます。

その2は、ごみ対策でございます。

ごみなど環境問題が大きくクローズアップされ、当市では平成12年から新しい形でのごみの分別収集で、市民意識も向上し、一般ごみ排出量の減少していることは喜ばしいことであります。

しかし、今、家庭から出るごみの中で、医療系ごみは感染性廃棄物とも言われ、その対策が求められてきております。環境省の調査によれば、注射針については、医療機関などにより回収されている場合が多いわけですが、しかし注射針以外への対応はさまざまであると報告されております。政府は、医療費抑制の観点などから、在宅医療を推進してお

り、自分での注射や点滴など、医療機関と同様の処置が行われてきております。

そこでお尋ねいたしますが、感染性を持つ廃棄物が家庭から出ている今日、当市の現状とその対応策について見解をいただきたいと思っております。

御答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） まず、環境問題にどのように取り組んできたかという点では、平成14年に環境基本計画を作成いたしまして、その中で種々環境に対する取り組みということで計画を策定いたしまして、それぞれの分野において展開していただいているという現状でございます。ただ、その進捗状況についてはまだ正直把握しておりませんで、これからまたその辺精査してまいりたいというふうに考えております。

それから、ごみの問題なのでございますけれども、まず、今ありました医療系のごみの問題でございます。在宅医療で家庭から出る廃棄物につきましては、これにつきましては一応一般廃棄物という押さえでございまして、廃棄物処理法によりますと、これは市町村がその区域内における当該廃棄物を収集、それから運搬して処分しなければならないということになっております。今お話のありました注射針等、鋭利なものにつきましては、これは市内の市立病院をはじめ、医療機関のほうにも確認いたしましたけれども、患者さんに対しては、これを病院のほうに持ってくるよという指示をいたしまして、病院のほうで病院から出る廃棄物と一緒に処分をしているということでございます。ただ、あと、ほかの例えばチューブですとか、パックですとか、そういった鋭利でないものにつきましては、市町村が一般廃棄物として処理することになってございまして、そのように処分をしております。

感染性があるかないかというその辺の判断なのですけれども、実際には家庭の中で使われているものを、市として感染があるかないかという判断は非常に難しいかなというふうにも考えておりますし、例えば切り傷をしたとか、鼻血が出たとか、そういったものを処分したものは、やっぱり通常は一般のごみとして入ってくるはずなのですけれども、それらを精査するというのも非常に不可能だなというふうに考えてございまして、今のところはその廃棄物処理法に基づいて、適切な処理をしているというふうに考えております

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 御承知のように、京都議定書のいよいよ具体的に執行が始まるわけではありますが、それに合わせて最近とみに地球温暖化ということが具体的な事象としてこの地球上であらわれてきております。

その中で、御承知のように海水の温度が上昇することによって、特に東南アジアの諸国が水位が上がることによって海岸線が侵食されて、自分たちが今まで住んでいたところが、大変な住む場所がなくなるといった具体的な問題やら、あるいはまた北極海の氷が解けたり、あるいはシベリア、あるいはアラスカといった高緯度の地域の表土が解け出すこ

とによって、北極海を中心とするその北の地域における気候変動が非常に大きくなると、そんなことから昨年IPCCという、これ国連にある国際機関でありますけれども、科学者の会議が第1次から第4次まで具体的な検討をして、科学者としての立場からいろいろな状況等を説明してまいりました。特に、ことしの2月にやりましたこのIPCCの第4次報告を前にしての日本の科学者たちは、地球温暖化が日本にとっても深刻な影響を与えると、そういうことから緊急アピールというのがことしの2月2日に行われました。これからはもう、科学者は研究の余地はないと。あとは政治を行う者がやはり判断をして、政策として取り組む時期に来たと、そういう緊急国民アピールというものを行いまして、その中に先ほど御指摘がありましたように、国ばかりではなくて都道府県、市町村も地球温暖化を阻止するための具体的な事業あるいは戦略を持ってやるべきだという緊急アピールがあったことは、質問者も御承知のことだと思っております。

私どもは、そうしたことにつきまして、先ほども答弁させていただきましたけれども、環境基本計画の中にもきちっとこの地球温暖化というものを位置づけております。その中で、特に二酸化炭素の問題、地球温暖化の元凶と言われる二酸化炭素の問題、それからメタンガスの問題、そういったものについてできるだけ出さないようにしよう、しかしもう既にこの地球上には出ているものについて、何とかそれを減らす努力をすべきだということ等から、具体的な方針も国から示されております。

一つは、森林による二酸化炭素の吸収ということで、日本の国の森林に割り当てられているのは3.8%、これ京都議定書で、御承知のように6%という日本の割り当てがありますけれども、そのうちの3.8%をその森林によって削減しなさいと、こういうふうに言われているわけでありましてけれども、実際には現在、御承知のように、国有林を中心に民有林も含めて、木材の値段が非常に低迷しているというようなことから、森林に対する手入れがほとんど行き渡っていない。例えば、間伐材の問題、あるいはまた下草刈りによって成長を促す、そしてまた逆に森林を放置しておれば、二酸化炭素を吸収するどころか、逆に二酸化炭素を放出するというようなことから、これを何とかやらなければならないということで、今、農水省を中心にして、これから6年間にわたって具体的な計画を立てております。その一つは、まず、環境をよくすると。現在の森林をよくすると。しかし、それだけでもまだ目標でありました3.8%までは達せず、2.2%と言われております。残りの1.6%については、毎年20万ヘクタールずつ、6年間をかけて新しい森林を造成していくと。そうしなければ3.8%を達成することはできないと、こういうようなことが過日の国有林を持っている市町村の首長会議の中で、私、説明されました。非常に深刻な状況に置かれているということは、もう御承知のとおりだと思っております。

そういう意味からしますと、これからも私たちは、三笠の現状をただ単に86%の森林を持っているということだけでは、到底これらの問題を解決することができない。したがって、二酸化炭素を出さない運動をしようではないかという一つの大きな目標を立てていくと同時に、そのことが一つは、御承知のように、生ごみを回収して有機肥料をつくる

ということも一つの手法であります。これは、うちの場合は埋立方式ですから、生ごみをそのままありますと、腐敗することによって、御承知のようにメタンガスが発生するわけで、特に三笠の場合は酪農をする農家は少ないわけですから、牛のふんから出るメタンというのは極めて少ない量でありますけれども、しかしメタンの量というのは、御承知のように、二酸化炭素の21倍の温室効果をあらわすというようなこと等から、その生ごみを回収して有機肥料をつくることによって、埋立地からのメタンの発生量を減らしていくと。これも、一方では循環型社会ということと同時に、地球温暖化阻止という部分に大きな役割を果たしているということでもあります。

それからもう一つ、不法投棄は必ず腐敗という現象が伴ってまいりますから、特に私はできるだけ多く三笠のそれぞれ担当者から言われているところについて見回っておりますけれども、残念ながらこの前のときにもお話ししたように、ごみの不法投棄がある。これをやはり根絶していくということも、大きな意味合いがあるだろうというふうに思っております。

そういう意味から、私は新年度の一つの大きな市政の一分野として、まず、市民に地球温暖化によってどういう現象ができて、起きるのかと。自治体として何をすべきなのかとを、そこしっかりと認識していただくという意味から、こうした問題についての市民意識の高揚ということをもひとつ図ってまいりたいと。これは環境基本計画の中にもきちっと位置づけておりますけれども、そういった問題を含めてやっていきたいと、このように考えておりますし、今、来年、御承知のようにサミットが行われております。空知管内としてどうするかということは一度議論したところでありますけれども、とにかく何かをやろうということで、空知管内25市町村が一つになって、例えば一斉ごみを拾う運動をやろうと、あるいは木を植える運動をしよう、そういったことを含めながら、サミットに合わせていわゆる道民運動として発展させていきたいと。知事のほうは花を植えたいというようなことを言っているようでありますけれども、本当の意味からしますと、花を植えるのは結構ですけれども、花で飾るのも結構ですけれども、そうしたやっぱり温暖化ということを考えるのだとすれば、その元凶である地球温暖化を進める、そうしたことを阻止する運動ということ、私はやっていかなければならぬだろうということでもあります。

昨日も、実は国土交通省に寄りまして、北海道局の局長さんともこの環境問題について、いろいろと国の動き、あるいはまた開発局としてどういうふうに考えているかということも、時間をいただいて30分ほど話してまいりましたけれども、そうした運動もやはり国として側面から応援していかなければならぬことだという認識をしておりますので、それぞれの自治体がやる、そういう温暖化阻止に向けてのいろんな取り組みについても、開発局としても応援していきたいと、こういう力強い御支援をいただきましたので、今後、具体的に新年度はどういう取り組みをするかということについて議論してまいりたいと、このように考えております。

特に、このバリ島で行われたCOP13の最終結論は、数値目標を出さないということ

になりましたけれども、これがどういう意味合いがあるのかということについては、やはり非常に政治的なにおいのする、最大公約数を選んだといえればそれまでのことなわけですけれども、しかし現実にもうやらなければこの地球が私たちの孫・子、100年後の話ではなくて、私たちが現世、この生きている間に、具体的なその温暖化によることの私たち人類が生きていく上での有害な状況というものが生まれてくるだろう、このようにそのIPCCの報告書を読む中から出てまいりましたので、より具体的なもの、問題について、これも取り組んでいきたいと、こういう決意を新たにしたところでございます。

以上です。

議長（高橋 守氏） 谷津議員。

9番（谷津邦夫氏） 地球温暖化については、異口同音に科学者が共通として出ているのが、将来的に1.5度なり3度まで上がってしまうと、地球そのものが大変なことになる。一つは、生態系の変化という異常が起きますよ、あるいは米はじめ農産物、生産量の変化による食糧危機が起きますよ、水不足による飢餓あるいは生命の危機と、あと生物、植物種の絶滅の危機、あるいは先ほど市長が言った海水温の上昇による異常気象の発生と災害が起きますよ、あるいは氷河などの融解と海面上昇による災害が起きますと、そういうふうに指摘をしております。これどこの国の科学者も、大体そういう方向になってきていると思っています。

そこで、その対策は何ですかということになります。今、市長は二酸化炭素のことを言っておりましたけれども、まず、温暖化の抑制するためには石炭層など、いわゆる化石燃料のほうにやっぱり光を当てなければならぬと。これは、今、三笠でも、市長触れませんでしたけれども、三笠もいろんな調査をして、その対策をしております。ところが、夕張のほうでその処理、メタンガスの活用も含めて石炭層の活用ということで、夕張に光が当たりますよということで、新聞で非常に夕張をメインにいろいろと話が大きくなっています。

そこで、ちょっと私、懸念しているのは、先ほど市長も政治的な要素も非常に温室効果ガスのこの日本のサミット、議長国としての責任があるということもありまして、このことが北海道の産炭地域の中のこういうふうな炭田をこれからの有効活用にも目を向けるのはいいのだけれども、夕張のほうに目を向けて、いわゆる赤字再建団体夕張を少しでも救済しようと、そういうふうに向いていくと、ちょっと困るなど。産炭地域としては、どこも同じような条件で大変今厳しい状況にあるときに、そこだけに目を向けただけで困りますということで、私もある政治の場で話をしているわけなのですが、北海道も産炭地域の炭田と、そういうことをぜひ言ってほしいと、そういうことをこのサミットの中で申し上げてほしいということは話しております。そういう中で、ぜひ市長もそういう機会がありましたら、そういうふうな話もしてほしいと思っています。

それと、三笠で実際に取り組んでいるこの具体的な政策、あるいは夕張でとっている国とのそういうふうな制度資金を使ってやっているこの政策も、取り組んでいるこの現状の

企業といいますが、国の制度資金を使ってやっているわけですが、その辺、国やら道との整合性、どんなことにこれから進めようとしているのか。市長はいろいろと研究施設を持ってこいだとか、もっと調査をしてほしいとかという要請はしているようだけれども、その辺どういうふうな形になっているのか、まず、聞かせてほしいと思っています。

それと、その対策の二つは、今、市長が言ったように、森林の整備なのです。やっぱり森林が、何だかんだ言うけれども、CO₂を吸収する最大の対策強化につながってくるといことで、国もその辺は森林整備に向けているようです。

そういう中で、私どものまちも、市長が言うように森林に囲まれて、森林公園の中に市民が生活しているくらい豊かな自然環境にありますから、そういう意味では三笠については、それだけ皆さんの全国的にほかの地域に大きないい影響を与えているということ、もっともっとPRしてもいいのではないかとこのように思っています。

それと、先ほど澤上部長が言いましたけれども、環境基本計画の中で平成14年、作成したよと言うけれども、これ環境整備計画、15年に発効していますよね。この中で、当然これから自治体に課せられてくるであろういわゆる市町村計画というのですか、これ策定の義務づけなのかどうか、ちょっとその辺がはっきりわかりませんが、罰則やそういういつまでしなさいという、そういうものがあるのかどうか、ちょっと聞かせてほしいと思っています。

議長（高橋 守氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） まず、夕張のことが出まして、新聞に成功したというような記事が出ておりました。私、早速その翌日、経済産業省に行きまして、石炭課長と、谷さんという方なのですが、お話しいたしましたけれども、これは国が直接やっているのではなくて、国が企業に、いわゆる石炭層に二酸化炭素を圧縮して、炭層の中に注入して、その炭層の中に含まれているメタンガスを取り出すという、こういうやり方なのです。

これは結果的に言うと、失敗したと。国として、失敗したと。したがって、この事業は今年度で終わりと、こういうふうにはっきり言いました。

なぜなのかということ、私とこれうちの職員、これプロですが、プロと一緒に行って聞いたわけですから、これは間違いのない話でございますけれども、日本の石炭層というのは非常に層が薄いということ、まず一つ。それで、メタンガスの入っている量というのは極めて少ないのと、それから炭層が非常に古い石炭層です。特に、この空知の炭田は、御承知のように古第三紀、いわゆる幾春別層でできたものですから、時代的にいくと約5,000万年くらい古い時代ですから、非常に炭層が密になっている。したがって、カロリーも高いのです。だから、一般炭を、御承知のように、幌内炭は一般炭として使う場合には、ほかの低カロリーの石炭とまぜて火力発電所で使うと。そうしなかったら、火力発電所の窯に穴があいてしまうというようなことでありますので、非常に質が高い。そういうところで二酸化炭素を圧縮して詰め込むという技術は、なかなか非常に大変だと。

そういう意味からすると、メタンをこれから日本の国が天然ガスとして使うのだとすれば、ベトナムだとかあるいはインドネシアだとか、あちらの炭層のほう、あるいは中国とか、あちらのほうは炭層が厚いし、非常に石炭ができた歴史が浅いから取り出しやすいというのですよ。ですから、今、国としてはそちらのほうにこのメタンを取り出すという方法に移しているのだと、こういう回答でありました。

しかし、いずれにしても、最近、御承知のように石炭の値段が物すごく上がってきました、しかもお隣の中国なんかは今までどんどん輸出していったのが、逆に輸入国になるくらいの状況になっております。そんなことから、石炭がもう一度見直されておまして、現在、三笠市でも五の沢で露天掘りをやっておりますについては、増産するというような動きが出てきております。これは三笠だけではなくて、空知炭田で露天掘りをやっている地域は皆そういうようなことで、これはかなり高い部分になってくるだろうというふうに言われております。

しかし、問題はその石炭をそのまま火力発電所に回せば、まさに二酸化炭素を出す元凶になってくるわけですから、国としても痛しかゆしというところはあるわけで、これをどうするかというようなことからいろいろな工夫がされております。例えば、石炭を掘り出してと。今もそうなのですけれども、露天掘りを掘った後は必ず土で埋め立てて、木の種類まで限定をして植えることによって、その石炭をやがて二酸化炭素を出したときのその分だけはそこに植えた木で完全に補償すると、こういうようなことから規制がかなり厳しくなってくるだろう、今以上に厳しくなってくるだろうというふうに予想されております。

しかし、いずれにしても化石燃料の中、特に、御承知のように油については、資源の枯渇の問題もちらほらと聞こえてきております。御承知のように、1バレル当たり100ドルを超すという勢いで、私たちの今、日常生活すべてにわたって影響を与えておりますから、これもやはり限界だということになれば、新しいエネルギーをどこに求めるかというようなことは国の一つの政策としてやっております。経済産業省の補助をいただきながら、今回、三笠で新エネルギーについての研究会も発足して、具体的にどうするかということについて今検討中であります。いずれにしても、三笠にできるものというのは、ある程度私は限界があると思えますけれども、しかしいずれは地下に眠っている石炭をそのままにしておくという時代は、私は必ずそのままにしておくということにはならないと。この石炭を何とか使うと。例えば、液化して使うと。そういうような方法は昔から考えられておりますから、そういった問題を含めて、三笠の持っている石炭ということを将来にわたってのエネルギーとしてしっかり位置づけていきたいと、このように考えているところであります。

それから、二つ目の森林でありますけれども、御承知のように、うちは86%です。これは、実は積算いたしました。どれだけの二酸化炭素が、三笠の森林が二酸化炭素を吸収して酸素を出しているかということ、木の種類から、それから樹齢から、それからいる

いろと二酸化炭素を吸収する量、酸素を出す量、具体的な数値を北海道の基準に合わせて積算いたしました。その分は、本当に三笠市民が毎日生活する分については、十分間に合う、二酸化炭素量は十分森林が吸収してくれます。そして、三笠の市民が生活に必要な酸素は出してくれておりますけれども、空気はその場所にとどまっておりますから、単純計算ではそういうふうになりますけれども、しかし現実に1日何百台という通る車の排気ガスの問題等を計算すると、必ずしも三笠のという行政面積の中では、十分になっていないと。このレポートは非常に評価されまして、もっともっと厳密にやらなければならないので、今この研究機関とこの資料が本当に正確性があるのかということについて、再調査をするように努力しておりますけれども、この前の先ほど申し上げましたように、国有林を持っている首長会議の中で、私もこの問題を披露いたしまして、参考としてもしこの資料が必要であれば、どうぞほかの首長さん、持って行ってくださいということでお渡しいたしました。大変利用させていただくということで、持っていった首長さんもおります。そういうふうなことを考えますと、現実問題としては、もっともっと森林をふやしていかなければならんだろうというふうに思います。そういう意味から、今ただ雑然と雑木の生えている市有林、これをどうしていくか。いわゆる三笠のまちに木が生えているのではなくて、きれいな森林の中に三笠のまちの人たちが生活しているのだという発想を変えて、これからまちのすることは非常に意義があるのではないかとこのように考えております。

そういう意味から、きのう時間をいただきまして地域再生計画の部分をやりました。御承知のように、交付税について、20年度については約2,000億円、それからその他の部分を含めて2,000億円と。合わせて4,000億円を地方に回すということが閣議決定されました。そのことは増田総務大臣のほうから、私、その認定証書を渡すときに、総務大臣のあいさつの中でやりました。その特区の中にも、今回、全国で23の市町村が今度の特区の認定がなされたのですけれども、その中には環境問題ということを取り組んでいる特区もございます。そういうようなことから、これからの交付税等の配分については、いわゆる資源のリサイクル、循環型社会、それから温暖化を阻止するためのそうした具体的な地球環境を守るという事業については、特別配分していきたいと、こういうことをはっきり言っております。それから、こういうふうに認定をいただいたような市町村に対しても、それぞれ新しいアイデアの中で努力されていると。こういったところを大切にしていきたいと。したがって、今回の交付税の配分については、そういったことも考慮してやっていきたいというふうに、具体的に増田総務大臣のほうからお話もございました。

そういう意味からすると、これからのテーマは、まちづくりは、もちろんまちづくりとして活気のあるまちをつくっていくことも一つは大切でありますけれども、環境問題を意識していったそういうまちづくりに変えていかなければならんだろうというふうに私自身も思っておりますので、そういった部分については20年度以降、そういったことを意識して、三笠のまちではそれではどういう部分があるのかというようなことを含めながら内部で十分議論して、いずれ皆さん方の前に御提示申し上げたいと、このように考えており

ます。

以上です。

議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） 後段のいつまでつくらなければならないのか、それから罰則規定があるのかということでございますけれども、これ地球温暖化対策の推進に関する法律の中で、都道府県及び市町村はということで、こういった計画を策定して実施するように努めるものとするということで、努力義務という形の条項になっておりまして、それで道のほうにも確認いたしました。いつまでつくらなければならないとか、それから罰則というようなものはないということで確認をいたしております。

議長（高橋 守氏） 谷津議員。

9番（谷津邦夫氏） 市長から熱弁を振るわれましたけれども、夕張が、国ではそういう試験の結果は失敗したと、そういう明言したということですから、喜んでいいのかどうか分かりませんが、三笠では新エネルギーに向けて、今、市長が言うように、これあちこちの新聞に出ているのですけれども、地域新エネルギー策定ということでいろんな委員会、きょうも第3回ですか、開かれますよね。非常に期待はしたいと思っています。

そういう中で、先ほど言ったように、恐らく北海道洞爺湖サミットが非常にそういう環境問題、こういうことが話題になると思うのですよ。特に、議長国としてもだし、実績も含めてこれからの展望を開くために材料というものはやっぱりなければならんと思うのです。そういう意味において、ぜひ今うちらがやっているようなことを、やはり道や国などにどうしてもそこら辺の整合性がなければ上がっていかんと思うのですよ。北海盆唄もいいのだけれども、その辺もやはりこのサミットに向けた取り組みというものを焦点に置いたほうが、最大の効果があらわれるのではないかと、私はそういうふうな期待も含めてしているわけでございます。その辺どういうふうこれから取り進めようとしているのか、ちょっと聞かせてほしいと思っています。

それと森林の関係、これいろんな今、交付税の話、市長はしてありましたけれども、大変喜ばしい結果だと思っています。きょうの新聞報道だと、1万人ぐらいの自治体に8,000万円ぐらいの交付税が上乘せになるのだらうと。ある意味では、こういう地域格差を少しでも是正するための一つのいよいよ具体的な方策が出たなということで、内心は喜んでおります。そういうことも含めて、この森林に対するものの持ち方、まちづくりに対する三笠市民の誇りに持てる、そういうものをやはりこの自然というものを含めて、これからの一つの目玉に三笠のまちはつくられる要素も出てきたなと、そんなことを思っているわけです。そんなことを含めて、これからの方向を御期待したいというふうに思っています。

それと、後段に申し上げました環境基本計画に伴うこの計画書の中では、地球温暖化防止計画という表明をしていますよね。それで、罰則規定はありませんよということでございますけれども、これ北海道管区行政評価局なんてそういうところあるの、初めて知った

のですけれども、その調べでわかったのですけれども、この温室効果ガス削減市町村計画をつくることを義務化というか、義務的にしなければならないというものもないわけではない。ただ、数値目標を明示しなさいということは何かあるようです。その辺、その調べでわかったのだけれども、各自治体は多忙だとか、そういうことをあることも知らなかったとか、そんなこともありまして、これ今年度中に未策定市町村を対象にしたセミナーを開きたいという計画づくりを、ということを指導するということになっていますが、そういうことが実態として、通達というか文書的なもの、これ流れてきたのかどうか、その辺ちょっと聞かせてください。

議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） おっしゃるとおり、市のほうにもそういったお知らせが来ております。

議長（高橋 守氏） 西城副市長。

副市長（西城賢策氏） 前段のところです。

新エネルギーの策定委員会ということで実は進めておりまして、私も委員として参加をさせていただくと。つい最近でございますけれども、そういうふうになっております。

そのほかに、私どもとしては役所の庁内での委員会をつくりまして、そこでもいろんなアイデアを出していこうではないかということを進めて、その委員会の委員長を私がやっているということなので、ちょっと申し上げたいと思います。

庁内の委員会については、できる限りアイデアフラッシュの場といいますが、こんなものも利用できないか、あんなものも利用できないかと、私ども素人ですから、素人考えを積み上げていって、これを策定委員会に私がしゃべるといって形をとらせていただくということございまして、過日ありました策定委員会のほうでも、私ども今、検討の素材に挙げている例えば水力、風力、雪氷熱、これは美唄さんがやっておりますけれども、そういったものですか、その他、熱エネルギーに関するものがかなり多いということですし、私のほうからはそういったものしか並んでおりませんでしたので、炭鉱の地下に大変な地下ダムがあるわけですから、この熱利用についても、ぜひ先生のほうでこれを入れてほしいということで、策定委員会のほうの委員長は北大の先生が、松田先生とおっしゃいますけれどもやっただいておりまして、そちらのほうにもお願いを申し上げて、今回まとめの報告書にはそれも入れていただくということにしております。

これは今、委員会のほうでもかなり、我々が庁内でやるいわゆるアイデアフラッシュの段階、それがどういうものがあるかというようなものを整理して進めていって、どれがまた三笠の場合可能性があるかということの段階ぐらいまでが一つの報告書としてまとまるということになります。これが終わりますと、その中で特に可能性のあるものについて、これは来年、再来年のことで、事業を進めていければということございましてけれども、そういう段階で進めていければ、今度はその具体的に可能性のあるものについて、さらに詳細計画を作成していくということになります。さらにその次ぐらいに、今度、普通、今

までもお聞きになったことがあるかもしれませんが、いわゆる可能性調査、フィージビリティスタディーといいますけれども、そういうものを行って、その可能性をしっかりと数値的にも明らかにして、取り組むべきものは取り組もうではないかと、こういうような段階を踏むということですから、もう少し時間はかかるのですが、しかしこれ温暖化に向けては世界じゅう待ったなしということですし、市長もさっき申しあげましたように、COP13でも進めますけれども、これから14、15、16というふうに進んでいく中で、恐らくは具体的数値をそこで課せられてくるというふうを考えておりまして、その中で三笠市がどんな役割を果たせるかと。

単に森林ということで、その後にお話もありますが、市長も先ほどちょっと申しあげましたように、放置すると今度はメタンを発生させると。つまり老木等が倒れたり、あるいはこの枝落ちしたようなものがどんどん腐敗をして、そこからまた悪い環境がつくられるということですから、森林については常にいい状況で管理をしていかなければならない。しかし、これらについては、そういう財源が今回1万人以上の市町村は8,000万円とかと出ましたけれども、それはいい御指摘なのですが、これがどの程度本当にきちっとしたものなのか、それがどのぐらいの義務づけみたいな形になってくるのかということもあるのです。交付税に単純にのってきて、あとは市町村で使いなさいよということになれば、それは私どもが自由に考えられるわけですが、1点のこれだけではなくて、具体的に補助制度や、もっと言えばそれこそ10分の9、10分の10というような制度をつくっていただいて、もうこれは世界じゅうのテーマですから、何とか進めたいというふうに我々も思っています。そして、私どものまちとしては最高の環境にあると、市長も先ほど申しあげました。ですから、そこは大事にしながら、今後、非常に環境ができて、今までも環境税と道が言いますと、ちょっと違った角度の環境税でしたけれども、今度はこのいわゆる森林に着目した環境整備に関する補助制度等々、交付金制度等についてぜひ要望してまいりたいし、そういったものを整備されてくると、相当効果を持つのではないかと、というふうに考えられますので、私どもとしては積極的にその辺に委員御指摘のとおり参加してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） 先ほどの説明会のことで補足させていただきたいと思えますけれども、そういった説明会を開催します、予定がありますという情報は来ておりますが、まだ正式な開催案内は来ておりません。ですから、そういった案内が来た時点では、出席したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 谷津議員。

9番（谷津邦夫氏） こっちのクリーン・グリーン三笠の中の温室効果ガスについては、この辺で打ち切らせてもらいます。

次に、ごみ対策の関係で申し上げたいと思っています。

先ほど申し上げましたように、医療系ごみ、これ感染性廃棄物と言われておりまして、今、先ほど部長の答弁では、なかなか家庭から出るごみ、感染性があるかどうかという、そういう判断が非常に極めて難しいと、そんな答弁でありました。そのとおりだと思います。

それで、これ保健所のほうも何か少し頭も痛めているような内容も随分あるようです。それで、先進的な自治体をちょっとたまたま話を聞く機会がございまして、そういう話をしたいと思っておりますが、今、一般ごみにそういう医療系ごみがまじってきているということで、収集作業の安全性を確保しなければならない。あるいは、公衆衛生上の安全も含めて確保しなければならない。そんなことから、こういうふうな話になってきております。

その中で、うちの条例上の中で、いわゆる三笠市廃棄物処理及び清掃条例の中ですけれども、第16条です。第16条に、清掃義務者は三笠市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に定める一般廃棄物を排出してはならないということで、何点か記されております。その中に、その一つに毒性、感染性等のあるものと。これは排出してはならないのですよ。これは条例上で、第16条でうたっているわけなのです。この感染性というのは、非常にこれまた難しいわけですけれども、いわゆる医療系ごみなものですから、そのもう少し中身を見ると、これは規則でうたっているわけなのですけれども、規則の第5条の2項にこんなことになっているのですよ。この規則で定める処理とはということで、いわゆる感染性、その他他人の健康にかかわる被害を生ずるおそれがあるもの。この中ですれば、やっぱり焼却または滅菌処理していること、そういうふうになっています。

果たしてこのことが実態として市民に伝わっているかということ、なかなかこの辺は今の中では全くわかっておりません。特にどういうものがそうしたらその医療系ごみと言われるかということ、血液などの付着したガーゼや脱脂綿あるいは点滴セットなどの医療器具、注射針や血糖測定器、それから注射筒やチューブ類、期限切れで残った薬や張り薬、塗り薬、あるいは薬の包み紙、あるいは試験紙や紙おむつ類で、あるいはまたカテーテル、あとその他家庭での医療器具類、そんなことがいわゆる医療ごみとして非常に感染性で心配だと言われたわけなのです。これあるところで聞いたら、これ条例上は問題ないと思うのだけれども、市民意識なりこれからの、先ほども質問申し上げたとおり、高齢社会の中でどうしても自宅待機の中で、在宅福祉の中で医療もあわせてやっていくという国の方向ですから。その辺やっぱり検討しておかなければ、これからちょっと気になる問題なのです。

それで、他市に聞いたら、薬局で無料で回収するということが非常に、どんな行政というか手当てをしているかわかりませんが、大方大体そういう動向にあるのですよ。いわゆる薬局に一応こういう回収しますよという看板を上げていて、針だとプラスチックのキャップをしたり、そういうふうないろんな形で制限はあるかと思っておりますけれども、薬局で回収するというのが大方の動向になっていると。注射針等については、先ほど部長

が言ったとおり、医療機関としての責任でやっているのがありますから、それは心配ありません。その辺ちょっとこの今後の問題として新たな提案なのですから、いかが考えましょうか。これ条例上との関係でちょっと教えてください。

議長（高橋 守氏） 澤上環境福祉部長。

環境福祉部長（澤上弘一氏） 確かに質問者のおっしゃるとおりだと思います。

それで、先ほど申し上げましたのは、環境省からの文書が平成17年に入っておりまして、この中で現在のところ望ましい処理の仕方ということでは、最も望ましい方法として、注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理すると。二つ目は、そのほかの非鋭利なものは市町村が一般廃棄物として処理する方法があるということで、先ほどのようなお答えを申し上げたわけですが、すけれども、今、議員がおっしゃるように、条例、規則等でそういう定めはしておりますけれども、それはあくまでもそれを、一般的にその家庭から出るごみについては、その出す方がやはり意識を持って出されることが最良であるというふうに考えます。

ただ、今お話にもありますようにPRが、PRというか、その辺が本当に認識されているのかということは、私も今ちょっと疑問を持っているところでございまして、先ほど申し上げましたように、注射針等につきましては、医療機関に持ち込んでいただいて処理をしているわけですが、そういったそのほかの血液がついた、今お話にもありました例えばガーゼですとか脱脂綿、チューブなんかも、そういったものが今後も一般廃棄物として処理されるべきかどうか。例えばその方法としては、今お話にもありました薬局を活用するというようなこともありましたが、ただこれも医療機関においても一定のお金を払って処理をしてもらっているという現状があると思います。当然処理するにはお金がかかるということになると思いますので、これら早急にやはり医療機関も含めた中で、市としてどうしたらいいかということは、早急にちょっと研究していかねばならないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋 守氏） 谷津議員。

9番（谷津邦夫氏） あくまでも条例上これ見ていけば、結果的には市民の意識を、やっぱり市民、教育という言葉がどうかかわからないけれども、認識を持ってもらうようなことをしておかなければ、全く今回のこの医療系ごみについては知らないというのが普通だと思うのですよ。それで、うちらも身内の方もそうなのですから、注射針は確かに病院のほうに何本、わかっていますから、それは返却しているのですけれども、その他のものは一般ごみとしてどこでも、うちらばかりでなくて、それはうちのまちばかりではないと思うのですよ。ただ、一般ごみに入れている、そういうふうに思っています。

そんなことで、これ、これからの三笠のまちの先ほどの環境問題を含めて、そして率先した三笠の取り組みが他市からもモデルというか、評価される材料になると思うのですよ。

それで、市長、どうですか、これもう早く打ち上げでやったほうが、環境上こういう取り組みをするということ、今度の市政執行方針に挙げたほうがいいのではないですか、どうですか。

議長（高橋 守氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 今の問題、言われて、私自身の日常生活の中で、ちょっと手を切ったりなんかして、血が出てサビオを張っておいて、その取ったサビオはくずかごの中にポイと。これが私たちみんな普通ではないでしょうかね。そういう今谷津議員のおっしゃったように、非常に本来であればそういうことはかなり厳しく問われなければならないと思いますので、こういった場合は社会通念上どうなのかという、保健所等にもやっぱりそういったことも具体的に聞いて、法の部分でいくどの範囲までがどうなのかということとはぜひ研究してみたいと思いますし、そういうことを少しでもなくするという意味からすれば、今、御指摘のあったような取り組みというのは、やっぱりしていかなければならんだろうというふうに思っております。

ですから、特に病院関係は問題ないにしても、例えば今、介護でいろいろ在宅医療の問題あるいはまた介護の問題、これ今、焼却というのは認められておりませんから、そういった意味では大きい施設は割と個人病院も含めてみんな専門の業者にごみを渡していますから、それは問題ないのですけれども、市民の意識として、先ほど言った地球温暖化のことも含めまして、環境をやはりもっといい環境にしていけないと、我々子孫に対してしっかりとこのきれいな緑の地球を残していけないのだということで、もっと頑張ってもらわないと。日常の面倒くさいということは、結果として子孫にその分だけ負担をかけるということになるわけですから、そういった意味で市民に対するこういった問題についての啓蒙というのは、確かに言われたように弱い面があるのではないかなというように思っておりますので、ぜひそういったものについては研究して、許される範囲はどこまでなのかということもしっかりと決めて取り組んでいきたいなというように思っております。

議長（高橋 守氏） 谷津議員。

9番（谷津邦夫氏） 三笠の市民がやっぱり三笠のまちを少しでもきれいにし、環境をよくしていくというようなこの根っこを市民意識として持ってもらうのが最大のことなのですけれども、いまだにやっぱり焼却炉を持って、苦情も来るわけですよ。実態として、せっかくこういう取り組みをして罰則規定までつくっても、なおかつまだ伸びがあるというこの現実を、やはりなくしていかなければならんと思っています。そういう意味において、今申し上げた医療系ごみのことも、どこまでやるかは別にしても、せめて医者からもらってくる、そういうふうな糖尿の患者だとか、あるいは点滴セットだとかそういうチューブ類だとかそういうパック類、パックといいますか、そういうものはせめてやっぱり回収する方向を考えてほしいなと、そういうふうには思っております。

私どもも、この三笠のまちの環境づくりは自分たちの手でしていかなければ、他人事で

はないと思っていますので、その辺ひとつ提言も含めて申し上げましたので、以上申し上げまして質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（高橋 守氏） 以上で、谷津議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のあった質問はすべて終了しました。

日程第2 例月出納検査報告について（監報第4号）

議長（高橋 守氏） 日程の2 監報第4号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、監報第4号例月出納検査報告については、報告済みとします。

日程第3 報告第21号から報告第23号までについて

議長（高橋 守氏） 日程の3 報告第21号から報告第23号までについてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第21号議会運営委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に報告第22号総務経済常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に報告第23号民生建設常任委員会所管事項調査報告について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第21号から報告第23号までについては、報告済みとします。

日程第4 報告第24号 まちづくり活性化調査特別委員会 報告について

議長（高橋 守氏） 日程の4 報告第24号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

谷津委員長、登壇報告願います。

（まちづくり活性化調査特別委員会委員長谷津邦夫氏 登壇）

まちづくり活性化調査特別委員会委員長（谷津邦夫氏） まちづくり活性化調査特別委員会の報告を申し上げます。

平成19年第1回臨時会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、調査の結果を御報告申し上げます。この委員会は、議長を除く全議員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等、内容の詳細は省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

さて、11月22日開催の委員会では、ワンディ・スパの現況について、提示のあった資料をもとに、調査を行いました。

主な調査内容といたしまして、1、株式会社モーリスフランク・ジャパンにかかわる新聞報道について、2、オープン日の変更について、3、市政懇談会における市民の主な意見・質問等について調査し、各委員からの質疑と、行政から資料説明と答弁があったところであります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の調査結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第24号まちづくり活性化調査特別委員会報告については、報告済みとします。

日程第5 認定第1号から認定第8号までについて（委報第6号）

議長（高橋 守氏） 日程の5 委報第6号認定第1号から認定第8号までについてを一括議題とします。

本件は、9月27日第3回定例会で特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会、藤浪委員長、登壇報告願います。

（決算特別委員会委員長藤浪成憲氏 登壇）

決算特別委員会委員長（藤浪成憲氏） さきの本会議において付託になりました案件につきまして、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、「認定第1号から認定第8号まで」の決算認定8件であり、以下御報告申し上げますが、審査の詳細及び質疑答弁の内容については、今回、議長を除く全議員が委員となり審査を行っておりますので、省略させていただき、審査の結果についてのみを御報告させていただきたいと思っております。御了承賜りたいと思っております。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても、省略させていただきますので、御了承賜りたいと思っております。

それでは、御報告させていただきます。

「認定第1号平成18年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定について」「認定第2号平成18年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第3号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第4号平成18年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第5号平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第6号平成18年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定について」「認定第7号平成18年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定について」「認定第8号平成18年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定について」は、特段の討論もなく、原案のとおり認定するものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、認定第1号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に認定第2号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に認定第3号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に認定第4号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に認定第5号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですので、次に認定第6号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に認定第7号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 最後に、認定第8号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、認定第1号から認定第8号までについて

の質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

初めに、認定第1号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

認定第1号平成18年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

認定第2号平成18年度三笠市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

認定第3号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

認定第4号平成18年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

認定第5号平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第6号については、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

認定第6号平成18年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第7号については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

認定第7号平成18年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

最後に、認定第8号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

認定第 8 号平成 1 8 年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第 6 議案第 7 4 号から議案第 7 6 号までについて

議長（高橋 守氏） 日程の 6 議案第 7 4 号から議案第 7 6 号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 7 4 号三笠市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定から議案第 7 6 号三笠市下水道条例の一部を改正する条例の制定まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第 7 4 号三笠市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、国家公務員等の旅費支給規程の一部改正等に伴い、路程の計算の規定について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、陸路における路程の計算方法を「日本郵政公社の調べによる郵便路線図」などから、「地方公共団体の長その他その路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程」に、改正するものであります。

施行期日は、平成 2 0 年 1 月 1 日でありますが、改正後の規定は平成 1 9 年 1 0 月 1 日から適用するものであります。

次に、議案第 7 5 号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、老朽化により改築中でありました三笠市弥生共同浴場の完成に伴い、住所の変更について必要な改正を行うものであります。

施行期日は、平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日であります。

最後に、議案第 7 6 号三笠市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本市の公共下水道事業につきましては、供用開始以来、使用料改定を行わず、今日まで維持してきましたが、国の地方公営企業繰出金に対する取り扱いの変更により、現行の使用料体系では、平成 2 0 年度から高資本費対策に関する繰り出しが得られなくなるほか、平成 2 1 年度には調整財源の下水道事業促進化基金の残高が不足することなどから、当市の公共下水道事業の健全な経営の確保を図るため、下水道使用料の改定について、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、家事用使用料の基本使用料を「1,176円」から「1,760円」に、超過使用料を「147円」から「220円」に引き上げ、業務用使用料の基本使用料を「1,470円」から「2,200円」に、超過使用料を「147円」から「220円」に引き上げるとともに、消費税の取り扱いを、現行の税抜き表示から税込み表示とするもの

であります。

施行期日は、平成20年4月1日であります。

以上、議案第74号から議案第76号まで、一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第74号三笠市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第75号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第76号三笠市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第74号から議案第76号までについての質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号から議案第76号までについては、11人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することにししたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第74号から議案第76号までについては、11人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決定しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置された特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、配付した一覧表のとおり、11人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました11人の委員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

日程第7 議案第77号 空知教育センター組合規約の変更 に関する協議について

議長（高橋 守氏） 次に、日程の7 議案第77号空知教育センター組合規約の変更

に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第77号空知教育センター組合理約の変更に関する協議について、提案説明申し上げます。

今回の提案は、美唄市教育研究所の閉鎖により、美唄市が空知教育センターへ加入することに伴い、空知教育センター組合理約の一部改正が必要となるため、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合を組織する市町で協議を行う必要が生じ、適当と判断することから、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(高橋 守氏) これより、質疑を行います。

議案第77号空知教育センター組合理約の変更に関する協議についての質疑を受けません。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、議案第77号空知教育センター組合理約の変更に関する協議についての質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第77号空知教育センター組合理約の変更に関する協議については、さきに設置した11人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第77号空知教育センター組合理約の変更に関する協議については、11人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第8 議案第78号から議案第82号までについて

議長(高橋 守氏) 次に、日程の8 議案第78号から議案第82号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第78号平成19年度三笠市一般会計補正予算(第5回)から議案第82号平成19年度三笠市水道事業会計補正予算(第3回)まで、一括して提案

説明申し上げます。

最初に、議案第78号平成19年度三笠市一般会計補正予算（第5回）についてですが、今回の補正は、既定予算額93億4,350万7,000円に2億1,002万4,000円を追加し、予算の総額を95億5,353万1,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、地域再生チャレンジ交付金の採択と土地開発公社からの貸付金償還金によって発生する一般財源を備荒資金組合へ超過納付するほか、公債費負担適正化計画に基づく減債基金への積み立てと指定寄附による目的基金への積み立てを措置するものであります。

民生費では、昨今、急激に灯油価格等が高騰していることから、特に影響が考えられる高齢者等の低所得者世帯に対する緊急的な対策として行う福祉灯油助成事業について、必要な経費を新たに措置するものであります。

農林水産業費では、土地開発公社健全化方針に基づき、サンファームエリアの供用済み土地を取得整理するものであります。

商工費では、三笠工業団地株式会社の経営資金不足の対策として貸付金を計上するほか、サンファームエリアと同様に土地開発公社健全化方針に基づき、三笠鉄道村駐車場の供用済み土地を取得整理するものであります。

土木費では、道路橋梁新設改良事業において、三笠市街8号線の設計変更分を増額計上するものであります。

消防費では、庁舎集中ボイラーが老朽化により故障し、経費の効率化から、個別の暖房設備に備荒資金組合の防災資機材譲渡制度を活用し更新整備するほか、宝くじ市町村交付金により、女性消防隊員による安全で災害に強い地域づくり推進事業を実施するものであります。

教育費では、幼稚園児童数の増加及び補助基準額の確定による幼稚園就園奨励費補助金と全国及び全道大会へ参加がふえたことによるスポーツ少年団員等大会参加費補助金について増額措置するほか、岡山パークゴルフ場のコース増設について、来年度の融雪後、早期に事業を着手したたく、今年度より調査委託を実施するものであります。

また、各款にわたり石油燃料価格の高騰による燃料費について増額するほか、事業費等の執行に伴い、予算整理をするものであります。

一方、歳入については、歳出関連の特定財源4,573万1,000円を減額するほか、不足する一般財源については、前年度繰越金の未計上額を全額計上し、さらに不足する額については、普通交付税の増額決定分の一部を調整計上するものであります。

債務負担行為の補正については、平成20年4月より、情報端末機等を導入予定している新規電算システム借上料及び備荒資金組合の譲渡制度を活用して更新する消防本部庁舎暖房設備整備費並びにパークゴルフ場増設用地取得費を追加するものであります。

地方債の補正については、対象経費の執行に伴う整理を行うものであります。

次に、議案第79号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）につ

いてであります。今回の補正は、既定予算額 2 1 億 5, 4 2 5 万 4, 0 0 0 円に 1, 8 0 0 万円を追加し、予算の総額を 2 1 億 7, 2 2 5 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

まず、歳出であります。退職被保険者に係る療養給付費の実質額増加に伴い、退職療養諸費を 1, 8 0 0 万円増額措置するものであります。

一方、歳入であります。歳入における退職療養給付費の増額に伴い、追加交付となる療養給付費等交付金 1, 8 0 0 万円を増額計上するとともに、前年度一般会計繰入金の精算に伴い 1, 8 8 1 万 7, 0 0 0 円の増額が生じたため、この増額分を国民健康保険基金繰入金で減額調整するものであります。

これにより、平成 1 9 年度末の国民健康保険基金の残高については、3 億 5, 0 6 5 万 7, 0 0 0 円となる見込みであります。

次に、議案第 8 0 号平成 1 9 年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）についてであります。今回の補正は、既定予算額 1 3 億 4, 9 2 7 万 8, 0 0 0 円に 6, 1 8 3 万 6, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 4 億 1, 1 1 1 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

まず、歳出であります。保険給付費は、これまでの実績と今後の見込みにより推計した結果、居宅介護・介護予防サービス給付費については、居宅サービスの利用者減に伴い 1, 6 8 3 万 4, 0 0 0 円を減額し、施設介護サービス給付費については、介護療養病床の増に伴い 6, 1 4 2 万 2, 0 0 0 円を増額するなど、保険給付費全体で 6, 1 8 3 万 9, 0 0 0 円を増額措置するものであります。

一方、歳入であります。保険給付費の特定財源として、国庫支出金など 5, 1 8 0 万 1, 0 0 0 円を増額するとともに、不足する財源は介護給付費準備基金繰入金 9 9 8 万 2, 0 0 0 円を増額し、対応するものであります。

なお、準備基金繰入金の増額に伴い、平成 1 9 年度末の介護給付費準備基金の残高については、2, 1 2 0 万 3, 0 0 0 円となる見込みであります。

次に、議案第 8 1 号平成 1 9 年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）についてであります。今回の補正は、既定予算額 1 0 億 3, 2 0 5 万 5, 0 0 0 円から 1, 1 6 7 万 1, 0 0 0 円を減額し、予算の総額を 1 0 億 2, 0 3 8 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、人件費全体の予算整理により増額し、下水道費では、前納者の増加などに伴い、前納報奨金及び下水道促進化基金積立金を増額措置するほか、予算整理を行うものであります。

一方、歳入であります。受益者負担金の前納者及び企業の撤退に伴う一括納入分の増により、分担金及び負担金を増額し、繰入金は一般会計繰入金及び基金繰入金を歳入調整等として計上するとともに、諸収入及び市債については予算整理等を行うものであります。

地方債については、歳入補正に係る限度額の整理を行うものであります。

最後に、議案第82号平成19年度三笠市水道事業会計補正予算（第3回）についてありますが、まず、収益的収入支出における収益的収入については、業務用使用水量の減少により、給水収益1,273万5,000円を減額するほか、人事異動に伴う下水道会計負担金59万4,000円を減額し、収益的収入の総額を3億2,842万3,000円とするものであります。

一方、収益的支出については、消費税106万9,000円を増額し、原水及び浄水費28万9,000円、配水及び給水費55万1,000円、人事異動に伴う職員給与費34万4,000円、支払利息217万4,000円等を予算整理によりそれぞれ減額し、収益的支出の総額を3億3,828万9,000円とするものであります。

この結果、収益的収入支出差し引きの損益額は986万6,000円の損失になる予定であります。

また、資本的収入支出における資本的収入については、建設改良費等の整理に伴い、工事負担金48万1,000円を増額するほか、国の承認をいただいた企業債の借換債8,302万1,000円を計上し、資本的収入の総額を1億7,590万2,000円とするものであります。

一方、資本的支出については、入札執行により建設改良費全般で1,753万6,000円の減額整理と借換債分の企業債償還金8,302万1,000円を措置するものであります。資本的支出の総額を3億2,483万6,000円とするものであります。

この結果、資本的収入支出差し引きによる不足額は1億4,893万4,000円となり、これに伴う補てん財源として当年度消費税資本的収支調整額702万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億4,190万9,000円で補てんするものであります。

企業債については、歳入補正に係る限度額の整理を行うものであります。

以上、議案第78号から議案82号まで、一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第78号三笠市一般会計補正予算についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に議案第79号三笠市国民健康保険特別会計補正予算について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第80号三笠市介護保険特別会計補正予算について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですので、次に議案第81号三笠市公共下水道事業特別会計補正予算について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 次に、議案第 8 2 号三笠市水道事業会計補正予算について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、議案第 7 8 号から議案第 8 2 号までについての質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 7 8 号から議案第 8 2 号までについては、さきに設置した 1 1 人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 7 8 号から議案第 8 2 号までについては、1 1 人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することに決定します。

日程第 9 議案第 8 3 号及び議案第 8 4 号について

議長（高橋 守氏） 日程の 9 議案第 8 3 号及び議案第 8 4 号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第 8 3 号市道路線の廃止について、議案第 8 4 号市道路線の認定について、一括して提案説明申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、1 路線であります。

内容は、榊町団地公営住宅建替事業による区画変更に伴い、榊町 1 6 号線の一部を一たん廃止し、起点の変更を行い、改めて認定するものであります。

なお、今回の廃止及び認定路線の延長であります。廃止路線の延長が 3 8 0 . 8 2 メートル、認定路線の延長が 2 3 7 . 8 5 メートル、差し引き 1 4 2 . 9 7 メートルの減となるものであります。

以上、議案第 8 3 号及び議案第 8 4 号について、一括して提案説明といたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、質疑を行います。

初めに、議案第 8 3 号市道路線の廃止についての質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですから、次に議案第 8 4 号市道路線の認定について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第83号及び議案第84号については、さきに設置した11人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第83号及び議案第84号については、11人の委員をもって構成する特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第10 議案第85号 三笠市職員懲戒審査委員会委員
の任命について

議長(高橋 守氏) 日程の10 議案第85号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第85号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について、提案説明申し上げます。

三笠市職員懲戒審査委員会委員として、市の職員から任命の西城賢策委員の副市長就任に伴い、その後任者を任命いたしたく、地方自治法施行規程第17条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

後任の森原裕は、昭和25年2月9日生まれで57歳、住所は三笠市幸町20番地3、職名は総務部長であります。

三笠市職員懲戒審査委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

議長(高橋 守氏) お諮りします。

本案について質疑討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認め、質疑討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第85号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第 11 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（高橋 守氏） 日程の 11 諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 諮問第 2 号人権擁護委員候補の推薦について、提案説明申し上げます。

法務大臣から委嘱されています人権擁護委員小林誠氏の平成 20 年 3 月 31 日付任期満了に伴う後任候補者について、再任として同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

小林誠氏は、昭和 19 年 2 月 29 日生まれで 63 歳、住所は三笠市宮本町 503 番地の 4 であります。

同氏は、三笠市及び美唄市で中学校教諭として勤められ、現在は本市青少年育成センター所長を務め、平成 17 年 4 月 1 日から人権擁護委員に委嘱されており、人格、識見等から人権擁護委員として適任であると考えますので、御意見いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案について推薦に可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

諮問第 2 号人権擁護委員候補者の推薦については、可とする答申とすることに決定しました。

休 会 の 議 決

議長（高橋 守氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日12月20日から12月24日まで5日間、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

12月20日から12月24日までの5日間休会とすることに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

散 会 宣 告

議長（高橋 守氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員